

山梨県告示第百六十六号

次の事件を付議するため、臨時県議会を平成二十一年五月二十八日山梨県議会議事堂に招集する。

平成二十一年五月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例中改正の件
- 一 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件
- 一 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件
- 一 山梨県学校職員給与条例中改正の件
- 一 山梨県警察職員給与条例中改正の件
- 一 山梨県手数料条例中改正の件